

●●町（村）行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例（案）

（趣旨）¹

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額）²

第2条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合³を含む。第4条第1項において同じ。）の規定による交付を受ける者⁴は、その交付を求める時に、⁵別表に掲げる交付の方法⁶に応じた手数料⁷を納めなければならない。

（提出資料の写し等の交付に係る手数料の額）⁸

第3条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を

¹ 各自治体においては、一般的に、地方自治法第227条に基づき徴収する手数料に関する条例が制定されており、特別に定めるもののほか手数料については同条例が適用になると想定されること、本条例（案）は、行政不服審査法の規定（他の法律において準用する場合も含む）による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関し、特別の定めを置くものである。

² 法第38条第6項により読み替えて適用する同条第4項の規定に基づく手数料の額に関する規定である。

³ 市町村においては、①地方自治法第258条第1項の規定による準用、②公職選挙法第216条第1項（市町村の合併の特例に関する法律第5条第32項又は大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第6項において準用する場合を含む。）による準用、③地方税法第433条第11項の規定による準用が想定される。

⁴ 法第38条第4項は、手数料の納付義務主体につき「交付を受ける『審査請求人又は参加人』」と規定しているが、本条においてそのように規定した場合、地方自治法第258条第1項等において法第38条第4項を準用する場合に齟齬が生じるため、単に「交付を受ける『者』」と規定した。

⁵ 手数料の徴収時期については、各自治体の判断による。例えば、「その交付を『求める時に』」ではなく、「その交付を『受ける時に』」と規定することも可能である。

⁶ 行政不服審査法施行令（以下「令」という。）第11条第3号は、交付の方法の一つとして、「情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法」を規定している。しかし、令第11条は、交付の方法につき、「次の各号のいずれかの方法によってする」と規定しており、上記電子情報処理組織を使用した交付の方法を義務付けてはいないこと、及び、情報通信技術利用法第4条第1項は行政機関等が書面等により行うこととされている処分通知等について上記電子情報処理組織を使用することができる旨規定しており、上記電子情報処理組織の使用を義務付けてはいないことからすれば、特に、自治体において、上記電子情報処理組織を使用した交付を実施しなくとも問題ないといえる。したがって、本条例（案）別表においては、上記電子情報処理組織を使用した交付の方法を規定しないこととした。

⁷ 手数料の額は、各自治体において、「実費の範囲内」（法第38条第4項）の額を規定する必要がある。本条例（案）別表に記載した額は、一例を示したものにすぎない。

⁸ 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定に基づく手数料の額に関する規定である。

受ける審査請求人又は参加人⁹は、その交付を求める時¹⁰に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

(手数料の減免)

第4条 審理員は、法第38条第1項の規定¹¹による交付を受ける者が経済的困難により第2条に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。¹²

2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。¹³

3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。¹⁴

4 法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合¹⁵又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であって法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合¹⁶においては、第1項

⁹ 法第78条第1項においては、審査請求人及び参加人のみならず、審査会に諮問した審査庁(以下「諮問庁」という。)も審査会に対して提出資料の写し等の交付を求めることができる。同条第4項により、諮問庁には交付に係る手数料の納付義務はない。したがって、脚注4と異なり、「交付を受ける『者』」と規定せず、「交付を受ける『審査請求人又は参加人』」と規定した。

¹⁰ 脚注5に同じ。

¹¹ 本条例(案)第2条により、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合も含む。

¹² 法第38条第6項により読み替えて適用する同条第5項の規定に基づく規定であり、令第13条第1項に倣って規定した手数料の減免に関する規定である。したがって、手数料の減免権者は、市町村長ではなく、審理員となる。もっとも、減額の限度額を設けるか否か、又は、設定する限度額については、各自治体の判断に委ねられる。本条例(案)第4条第1項の「交付の求め1件につき2000円を限度として」との規定は、令第13条第1項が規定する減額の限度額に倣って規定した一例にすぎない。

¹³ 令第13条第2項に倣って規定したものである。

¹⁴ 令第13条第3項に倣って規定したものである。

¹⁵ 法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合には、審理員が指名されていないため、本条例(案)第4条第1項及び第2項中「審理員」を「審査庁」と読み替える必要がある。

¹⁶ 他の法律の規定において法第38条第1項の規定を準用する場合であって、法第9条第1項をも準用することにより審理員の指名を要する場合には、本条例(案)第4条第1項及び第2項中「審理員」を「審査庁」と読み替える必要はないが、他方、法第9条第1項を準用しないことにより審理員の指名を要しない場合には、審理員が指名されていないため、「審理員」を「審査庁」と読み替える必要がある。なお、公職選挙法第216条第1項(市町村の合併の特例に関する法律第5条第32項又は大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第6項において準用する場合を含む。)による準用の場合には、同項において「公職選挙法第202条第1項又は第206条第1項の異議の申出を受けた選挙管理

及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

- 5 第1項から第3項までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について準用する。この場合において、第1項及び第2項の規定中「審理員」とあるのは「●●町(村)行政不服審査会」と読み替えるものとする。¹⁷

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。¹⁸

別表（第2条・第3条関係）

交付の方法	手数料の額
複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚 10円
複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚 20円
電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚 10円
電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚 20円
備考 両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。	

委員会」を「審査庁」と、また、地方税法第433条第11項の規定による準用の場合には、同項において「地方税法第432条第1項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会」を「審査庁」と定義づけている。

¹⁷ 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定に基づく手数料の減免に関する規定である。したがって、手数料の減免権者は「●●町(村)行政不服審査会」(名称については、各自治体が法第81条第1項又は第2項の規定により設置する第三者機関の名称)である。

¹⁸ 行政不服審査法の施行期日を定める政令による法の施行日である。